

答弁書第四号

内閣参質一一三第四号

昭和六十三年九月六日

内閣総理大臣 竹 下 登

参議院議長 藤 田 正 明 殿

参議院議員木本平八郎君提出住宅街道路のスピードバンプ設置に関する再質問に対し、別紙答
弁書を送付する。

参議院議員木本平八郎君提出住宅街道路のスピードバンプ設置に関する再質問に対する答弁書

一について

御指摘のバンプは、自動車等の走行速度を抑制させるための道路構造面における一方策ではあるが、その設置に当たっては、昭和六十三年八月十二日付け内閣参質一一三第三号の答弁書において述べたとおり、地域における道路の構造及び交通の状況、沿道地域の状況等を十分に勘案しつつ、周辺地域への影響、管理上の問題点、当該設置に要する費用等を多角的に検討する必要があるものと考ええる。

二について

警察は、住宅街においても、その地域における交通の状況、交通事故の発生状況、沿道地域

の状況等を勘案して、速度違反取締りを始め必要な交通取締りを行つているところである。

三について

道路の設置又は管理の瑕疵^{かし}についての国又は公共団体の賠償の責任については、過去の判例の傾向からみても、被害者に制限速度違反の違法があることのみをもつて免責されることとはされておらず、当該道路の構造、利用状況等諸般の事情を総合考慮して具体的個別的に判断すべきものとされているところである。

なお、御指摘のバンプの設置については、車両、特に自動二輪車、原動機付自転車及び自転車の安全走行の確保等に関し総合的な検討が必要であると考えている。